

社会福祉法人 武蔵村山正徳会  
サンシャインホーム ケアマネジメントセンター  
居宅介護支援契約書

\_\_\_\_さん（以下「ご利用者」といいます）・\_\_\_\_  
\_\_\_\_さん（以下「代理人」といいます）及びサンシャインホーム ケアマネジメントセンター（以下「センター」といいます）は、センターがご利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

センターは、ご利用者及び代理人の委託を受けて、ご利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日からご利用者の要介護認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、ご利用者又は代理人からセンターに対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

センターは、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者へのサービスの担当者として指名します。また、交替を行う場合には、その氏名をその都度ご利用者及び代理人にお知らせします。

第4条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者やそのご家族等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第5条（居宅サービス計画作成の支援）

センターは、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者等に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

地域における指定居宅サービス提供事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者等に提供し、ご利用者等にサービスの選択を求めます。

提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し

ます。

居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてご利用者及び代理人に説明し、同意を受けます。

その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### 第6条（経過観察・再評価）

センターは、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

ご利用者等に毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービスセンター等との連絡調整を行います。

ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第7条（施設入所への支援）

センターは、ご利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望した場合、ご利用者等に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### 第8条（居宅サービス計画の変更）

ご利用者等が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又はセンターが居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、センターとご利用者等の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第9条（給付管理）

センターは、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第10条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 センターは、ご利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようご利用者等を援助します。
- 2 センターは、ご利用者等が希望する場合は、要介護認定等の申請をご利用者に代わって行います。

#### 第11条（サービスの提供の記録）

- 1 センターは、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約の終了後2年間保管します。
- 2 ご利用者及び代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 ご利用者及び代理人は、ご利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を実費相当額にて受け取ることができます。

- 4 第15条第1項から3項までの規定により、ご利用者・代理人又はセンターが解約を文書で通知し、かつ、ご利用者及び代理人が希望した場合、センターは、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、ご利用者又は代理人に交付します。

## 第12条（料金）

### 1 サービス提供基本料金及び加算料金

居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり下記の金額となります。ただし、法定代理受領によりセンターの居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。

認定結果	1ヶ月あたりの利用料金	介護保険適用時の1ヶ月あたりの自己負担額
要介護1・2	¥10,350	¥0
要介護3～5	¥13,455	¥0

基本料金以外に契約書別紙のとおり加算料金があります。ただし、基本料金と同様に介護保険給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの上記金額をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、区市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

### 2 交通費

武蔵村山市の場合は、無料です。

前号以外の地域は、公共交通機関使用料金相当による実費となります。

### 3 要介護認定申請代行費は、1回につき¥500です。

### 4 記録等の複写代金は、1枚につき¥10です。

## 第13条（解約料金）

月の途中でご利用者又は代理人の都合によりこの契約を解約する場合の解約料金の取り扱いは、前条1項のサービス提供基本料金の表中にあるとおり、ご利用者の該当する認定結果の1ヶ月あたりの利用料金全額を頂きます。

## 第14条（料金の支払方法）

- 1 料金を直接ご利用者又は代理人からいただく場合、センターは、毎月ご利用の料金を請求書に明細を付して、翌月10日までにご利用

用者又は代理人に通知しますので、翌月20日までに現金でセンターにお支払い下さい。

- 2 センターは、ご利用者から料金の支払いを受けたときは、ご利用者又は代理人に対し領収証を発行します。

#### 第15条（契約の終了）

- 1 ご利用者又は代理人は、センターに対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 センターは、やむを得ない事情があるとき、ご利用者及び代理人に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、センターは地域の他の指定居宅介護支援センターに関する情報をご利用者及び代理人に提供します。
- 3 センターは、ご利用者・代理人又はその他のご家族がセンターや介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当したときは、この契約は自動的に終了します。  
ご利用者が介護保険施設に入所したとき  
ご利用者の要介護認定区分が、要支援1～2及び非該当（自立）と認定されたとき  
ご利用者がお亡くなりになったとき

#### 第16条（賠償責任）

- 1 センターは、サービスの提供にともなって、センターの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 ご利用者又は代理人は、サービスの提供にともなって、ご利用者・代理人又はその他のご家族の責めに帰すべき事由によりセンターの運営・財産に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第17条（秘密保持）

- 1 センター・介護支援専門員及び同職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人及びその他のご家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 ご利用者又は代理人は、ご利用者の居宅サービス計画作成のため、他の居宅介護支援事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用者・代理人及びその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。

#### 第18条（相談・苦情対応）

センターは、ご利用者等からの相談・苦情等に対応するために窓口

を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するご利用者等の要望、苦情に対し迅速に対応します。

#### 第19条（本契約に定めのない事項）

- 1 ご利用者・代理人及びセンターは、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、ご利用者・代理人及びセンターが誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者・代理人とセンターは、センターの住所地の裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、ご利用者又は代理人・センターが署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

契約者氏名

サービス提供者

指定番号 居宅介護支援 東京都 第1374900015号  
<提供者名> サンシャインホーム ケアマネジメントセンター  
<住所> 東京都武蔵村山市伊奈平4 - 10 - 2  
<代表者名> 施設長 笹本悦弘 印

ご利用者

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

代理人

<住所> \_\_\_\_\_

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

契約書の説明者

<事業所名> サンシャインホーム ケアマネジメントセンター

<住所> 東京都武蔵村山市伊奈平4 - 10 - 2

<氏名> \_\_\_\_\_ 印